

総合評価方式（建設工事）の社会貢献度における 不当要求防止責任者講習の受講実績の評価項目の追加について 【令和5年6月より適用】

令和4年8月15日

1 不当要求防止責任者講習の受講実績の評価

公共工事等からの反社会的勢力排除や不当要求防止への取組は社会的責務とされており、企業として不当要求に対して適切に対処できる体制を整えることは、反社会的勢力の活動による被害を予防し、市民生活の安全と安心を確保することになり、社会に対する貢献に繋がることから、「不当要求防止責任者講習の受講」を行った企業を評価します。

2 評価方法

- ・入札参加者に所属する者が過去3年から入札公告日までに不当要求防止責任者講習を受講している場合に評価します。
- ・入札公告日において、講習受講者が入札参加者に3か月以上所属している場合に評価します。
- ・転職や異動等により、講習受講日の所属と現在の所属が異なる場合は、入札参加者が講習受講者を不当要求防止責任者として選任している場合に評価します。

3 確認方法

不当要求防止責任者講習受講修了書の写しにより確認します。

4 評価項目（令和5年6月）

	評価項目	評価基準
社会 貢献度	① 次世代育成支援活動実績 ② 男女共同参画活動実績 ③ 障がい者雇用実績 ④ 環境マネジメントシステムの認証（ISO14001、M-EMS） ⑤ 人権に関する取組実績 ⑥ 「三重県職場体験・インターンシップ受入事業所の案内」Web ページへの登録 ⑦ 現場見学会等の開催実績 ⑧ 不当要求防止責任者講習の受講実績	左欄の①～⑧のうち 最大5項目を選択

※評価基準の詳細については令和5年度に提示します

5 適用日

令和5年6月1日以降に公告を行う案件から適用します。

【総合評価方式に関する問合せ先】

三重県県土整備部公共事業運営課 総合評価班

TEL：059-224-2696

【不当要求防止責任者講習の受講に関する問合せ先】

三重県警察本部刑事部組織犯罪対策課暴力団対策係

TEL：059-222-0110